



発行所 滋賀県行政書士会
 発行人 盛武 隆/編集人 堀内美智子
 〒520-0044
 大津市京町三丁目4-22(滋賀会館3階)
 TEL(077)525-0360・FAX(077)528-5606
 Eメールアドレス shigakai@mx.biwa.ne.jp
 URL http://www.biwa.ne.jp/~shigakai/

行政書士の戸籍・住民票等請求業務の現状

滋賀県行政書士会 会長 盛武 隆

改正戸籍法・住民基本台帳法が平成20年5月1日施行された。司法書士・社会保険労務士・土地家屋調査士・弁理士・税理士、海事代理士または行政書士は、特定事務受任者として戸籍・住民票等の請求に関して、いわゆる「職務上請求書」によって請求できることが定められている。しかし、行政書士、海事代理士を除く他資格者は、裁判手続又は裁判外手続における民事上若しくは行政上の紛争処理の手続についての代理業務その他の政令で定める業務であるときは、当該事件又は事務についての資格及び業務の種類、取り扱う紛争事件等に関して職務上請求書の記入事項が別途規定された。

行政書士についてはその旨の記載がないことから、行政書士と他資格との格差が法令上明確に区分され、行政書士の受けたダメージは大きいものがある。

この法改正は、人権尊重・個人情報保護、ならびに職務上請求書の不正使用防止の観点から改正されたものと仄聞しているが、法施行後、行政書士の戸籍・住民票等交付請求に対する地方自治体の対応に大きな変化が生じている。従来スムーズに行われていた行政書士の戸籍・住民票等交付請求業務に支障を来し、依頼者の利便を損なう事態が生じているのである。すなわち、行政書士法に定める業務について地方自治体の理解がまちまちであることに起因している。

この問題は、別途滋賀会HPで図解詳述するが、会員及び単体会では解決し得ない全国的な問題であり、日行連は早急に事態解決のため関係省庁との協議を行い、解決しなければならないと考えられる。そこで各位の理解を得るために戸籍・住民票等交付請求の現状について、行政書士が戸籍・住民票等交付請求する場合、1. 行政書士法による請求、2. 住民基本台帳法による請求に区分し、8つの類型に分類しその問題点を詳述する。なお、これは日行連総会時に質問しているので、その回答について次の機会に掲載する予定である。

1. 行政書士法による請求

①戸籍・住民票等交付請求書を行政書士が作成(本人が窓口で交付請求)

行政書士は官公署に提出する書類の作成を業とすることから、本人又はその代理人の依頼を受け、市役所に提出する戸籍・住民票等交付請求書を本人に代わって作成し手交する。戸籍・住民票等には複雑な記載事項や謄本・抄本等の多様な種類があるため、複数取得等による住民負担軽減のために、本人が必要とする内容のものを最小で最適に請求することが必要となるからであるが、この場合行政書士の業務は書類作成にとどまる。

②戸籍・住民票等交付請求書に行政書士が記名押印して交付請求

行政書士が本人の依頼を受け、当該市役所所定請求書または汎用的な戸籍・住民票等交付請求書等に請求代理人として行政書士名を記名し職印を押印して提出し、交付を受け本人に手交する。

③戸籍・住民票等交付請求書に行政書士が記名押印して補助者が交付請求

行政書士が本人の依頼を受け、当該市役所所定請求書または汎用的な戸籍・住民票等交付請求書等に請求代理人として行政書士名を記名し職印を押印したものを補助者が提出し、交付を受けたのち本人に手交する。

④戸籍・住民票等交付請求書に委任状を添えて行政書士が交付請求

本人が事情により窓口等に出頭できないため、戸籍・住民票等交付請求業務を行政書士に依頼する場合、行政書士が請求代理人として行政書士の記名および職印を押印した当該市役所所定請求書または汎用的な戸籍・住民票等交付請求書に委任状を添えて窓口へ提出し、交付を受け本人に手交する。

⑤戸籍・住民票等交付請求書に委任状を添えて行政書士の補助者が交付請求

上記④の業務に関して行政書士が補助者をして窓口に出頭させ、交付を受け本人に手交する。

⑥戸籍・住民票等交付請求書に委任状を添えて行政書士が郵送で交付請求

行政書士が本人の依頼を受けて、当該市役所所定請求書または汎用的な戸籍・住民票等交付請求書等に請求代理人として行政書士の記名および職印を押印して郵送で提出し、交付を受け本人に手交する。

2. 住民基本台帳法による請求

①行政書士が職務上請求書で交付請求

行政書士が特定事務受任者として職務上請求書を使用して交付請求し、受託した事件または事務の業務を遂行するために行政機関等に提出する。

②補助者が職務上請求書を使用して交付請求

行政書士が特定事務受任者として職務上請求書を使用し、補助者が交付請求し、受託した事件または事務の業務を遂行するために行政機関等に提出する。

以上の事例において、住民票・戸籍等を請求する場合、行政書士は職印押印、行政書士証票提示、補助者は補助者証を提示しているが、窓口によっては、あわせて免許証の提示という個人情報の開示を求められる。さらに、職務上請求書を使用しない請求にあつては、交付の拒否または職務上請求書の使用による請求、あるいは行政書士事務所ではなく行政書士本人の自宅への送付という措置を講じる事例もあり、早急に全国的な標準化が求められている。